

仙台市公告 第 454 号

別紙に掲げる者に対する通知については、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所、事業所が明らかでなく、送達できないので、地方税法第20条の2及び仙台市市税条例第4条の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、仙台市財政局納税部収納管理課において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば交付します。

令和8年5月25日

仙台市長 郡 和子

